

12. 登園許可書が必要な病気について

当園では、厚生労働省作成『保育所における感染症対策ガイドライン』に基づき、出席停止期間の定められた感染症にかかったお子さまの登園をご遠慮いただいております。

治癒後に登園する際には(1)「登園許可証(医師の許可が必要な感染症)」または(2)「登園届(保護者が記入してもよい感染症)」を提出してください。乳幼児をお預かりしている為、特別の配慮が必要な病気もありますので、保護者の皆様にはご協力とご理解をお願い致します。尚、新型コロナウイルス感染に関しましては、別途必要な手続きがあります。

(1) 登園許可書(医師の許可が必要な感染症)

病名	病状の特徴及び経過	登園基準
インフルエンザ	発熱(38℃以上) 悪寒、頭痛、筋肉痛、倦怠感、咽頭痛、咳	発症した後5日を経過しかつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	病初期よりしつこい咳 発熱はあまりない。連続性、発作性の特有の咳が続く	特有の咳がとれるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	せき、眼やに、高熱、口中にコプリック斑、顔面に次ぎ身体、手足へ発疹	発疹に伴う発熱が解熱後3日
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺(耳たぶの下)が急に腫れる痛みを伴い酸っぱいものの飲食で増す	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発熱と同時にバラ色の発疹が出現し、約3日で消える 頭部、耳後部のリンパ節腫脹	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	身体と首から顔面に発疹 紅斑、水疱、膿疱、かさぶたの順に変化する	全発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭痛、頭痛、食欲不振 眼症状として結膜充血、眼痛、眼脂	主要症状が消退した後2日まで
結核	初期はほとんど自覚症状がなく気づきにくい 発熱、咳、疲れやすい、食欲不振	医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	症状のないものから、下痢(水様便～血便) 激しい腹痛等様々	医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	眼やに、流涙、眼瞼が腫れる、結膜充血や白目に出血	医師において感染のおそれがないと認めるまで
アデノウイルス感染症	プール熱や、はやり目、上気道炎、扁桃腺炎などの症状が出る	熱が下がり症状がなくなった後2日まで
マイコプラズマ肺炎	風邪の様な症状。しつこい乾咳、発熱、胸痛	発熱や激しい咳が治まっていること
感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢が突然はじまる	嘔吐、下痢等症状が治まり普段の食事ができること
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳嗽(がいそう) 喘鳴(ぜいめい)、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がよいこと
新型コロナウイルス	別途基準に準じます。	